

基金情報

No.69

平成19年10月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskn.com>

平成19年度・主要事業概況

事項	9月末数	対前月増減数	事項	9月末数(累計)
事業所数(件)	241	-2	年金掛金	調定額(円) 868,408,520
加入員数(人)	男子 5,216	-81		収納額(円) 862,487,424
	女子 2,218	-34		収納率 99.32%
	計 7,434	-115	事務費掛金調定額(円)	35,029,818
平均標準給与月額(円)	男子 347,158	3,259	資産運用	信託資産額(時価) 361億8,547万円
	女子 231,391	3,030		修正総合利回り -2.36%
	計 312,618	3,186		ベンチマーク差 -0.52%
受給者数(人)	5,612	14	慶弔金の支給件数・金額	34件61万円
平均年金額(円)	481,426	590	年金相談件数	447件

記録・未請求問題

～厚生年金基金へも波及～

社会保険庁と企業年金連合会で相次いで表面化した、年金記録・未請求(未払い)問題が厚生年金基金にも波及しつつあります。

厚生労働省は、厚生年金基金の加入記録についても改めて適正に管理されているか、平成19年10月9日付で「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等について」を示し、平成20年度から社会保険庁と厚生年金基金のデータを突合し、整理する見通しです。加入員記録原簿の整備等にあたり、過去の記録照会などを行う過程で、事業主の皆様、加入員の皆様にはお手数お掛けすることもあると思いますが、適正な記録と年金支給のためにご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

概要は次のとおりです。

第1 加入員原簿の記録の適正な管理について

適正な届出について、改めて設立事業所の事業主の皆様へ徹底をお願いすることや、基金においても加入員の記録の作成及び管理について、改めて適正な管理を行うこととなっています。

第2 加入員原簿の記録の整備等について

社会保険庁における本人からの記録照会等の手続きの結果、記録に訂正があった場合の社会保険庁、事業主の皆様、基金など、それぞれにおいての事務処理の取扱いについて規定されました。(※下図ご参照ください)

また、厚生年金基金の記録の適正性を確保する観点から、社会保険庁の被保険者原簿と厚生年金基金の加入員原簿との突き合わせを平成20年度から実施する予定です。

記録の訂正や突合などにより新たに見つかった記録部分については時効を援用しないで、年金給付することが可能であることが改めて規定されています。

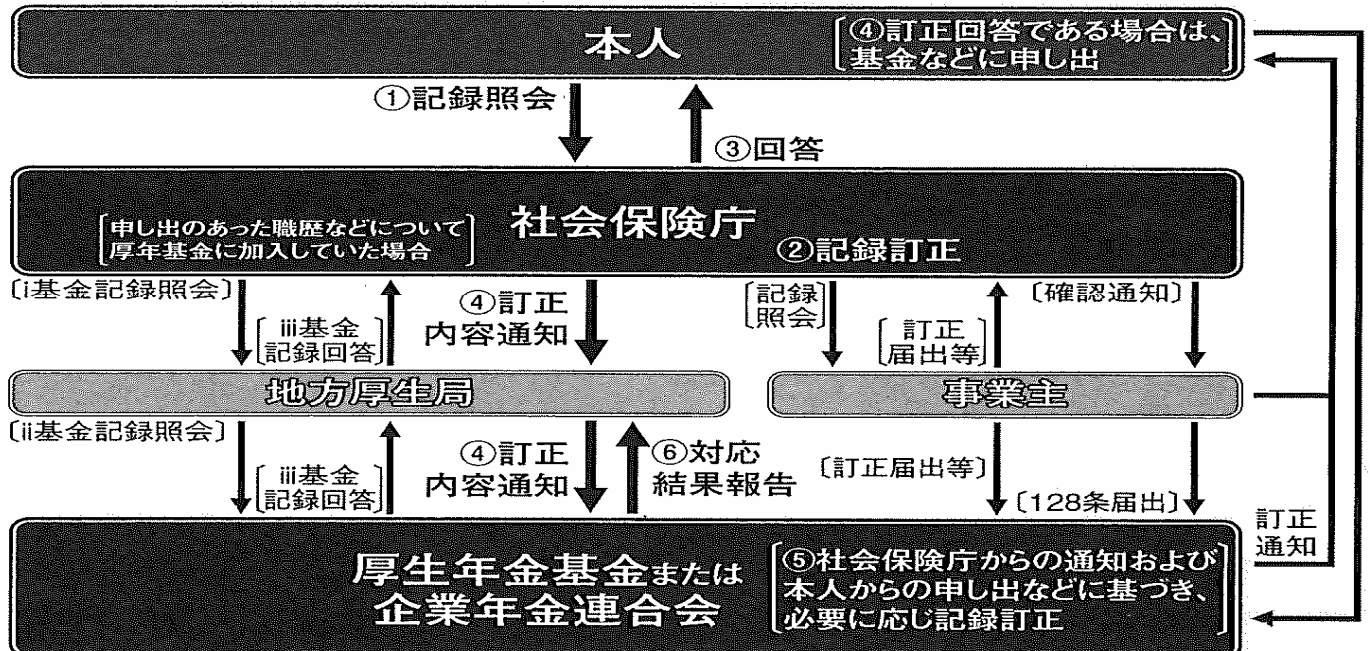
第3 加入員等に対する記録等の提供について

加入員等に対する加入履歴や年金見込額等の記録の通知をすることや、住所の把握をすることなどです。

第4 裁定請求の勧奨について

厚生年金基金規約で定める受給権を取得する前に裁定請求書の送付を行うなど裁定請求の勧奨に努めることや、一定期間経過しても裁定請求がない方については、再度裁定請求書を送付するなど裁定請求の勧奨に努めることなどです。

厚生年金基金加入員の記録訂正に関する事務処理



離婚分割、4,000件超える

平成16年の年金改正に伴い、年金手続の年金給付に關して離婚時年金分割制度が導入され、平成19年4月1日から施行されました。

社会保険庁はこのほど、制度スタートから6ヶ月目である19年9月の離婚時年金分割状況を明らかにしましたが、9月の年金分割請求件数は732件で、19年4～9月の累計は4,049件となりました。

9月の分割請求件数の多い都道府県は東京都91件、大阪府75件、神奈川県59件、北海道58件、千葉県57件、の順となっている。性別で見ると男性171件、女性561件で約8割が女性からの請求でした。

9月の相談件数の合計は5,774件で、8月に比べ約600件少なくなりました。

来訪相談は3,807件で社会保険事務所に2日に1件の来訪相談割合です。情報提供請求件数は、9月は2,091件で8月に比べ約300件少なくなっています。

事前準備の昨年10月からを含めた累計(稼働日数283日)でみると、相談件数は7万9,480件、このうち来訪相談は4万6,159件。情報提供請求件数は2万3,754件となっています。

事業所担当者
の皆様へ

賞与支払届の作成を
サポートいたします

エクセルで作成したデータを当基金にご提出いただければ賞与支払届を作成するサービスを行っております。

《 作成の流れ 》

- ①当基金よりエクセルで作成した加入員データFDを送付します。
- ②賞与の支払日と支払金額(※1円単位まで)を入力し、メールまたはFDにて当基金へご返送ください。
- ③基金にてデータを賞与支払届用紙に印字、または社会保険庁仕様のFDと磁気媒体用総括表を作成し、送付します。
- ④届書の内容を確認後、手書きの総括表を記入し、事業主印押印の上、ご提出ください。(※社会保険庁仕様のFDの場合、社会保険事務所、健康保険組合、当基金あてに分けてそれぞれに直接ご提出ください)

作成を希望される場合、またはお問合せ等は当基金までご連絡ください。

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から今後は書面にて回答させていただきます。

また、事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

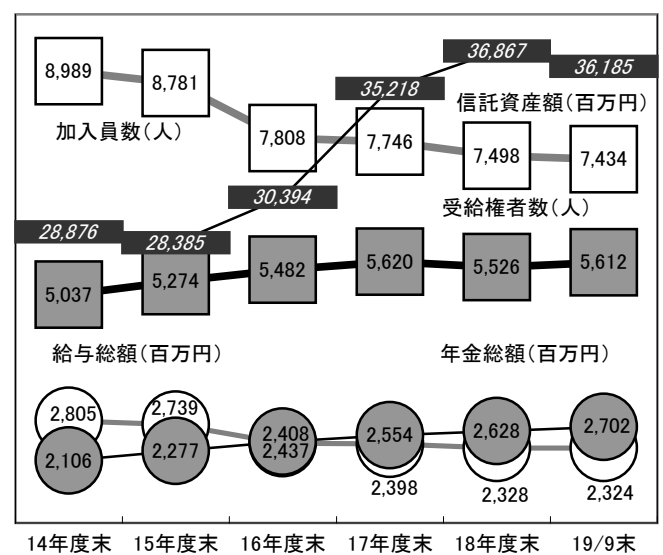
年金の確実な支給のために

当基金では退職により当基金を脱退された方が、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時のご住所あてに「裁定請求書」を送付して年金請求をするよう通知しておりますが、退職後に住所、氏名の変更があり、基金へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。

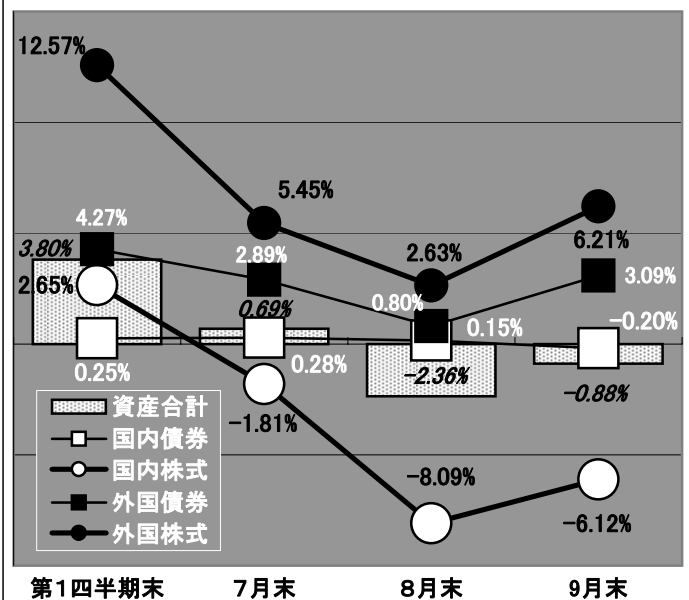
この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金に必ずご連絡くださる様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしく願い申し上げます。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成19年度>



設立事業所の異動(規約変更関係等)・9月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
事業主変更	株新東洋	岡本 雄太	H19.9.1
事業所削除	AGCエレクトロニクス(株)	合併	H19.9.1
事業所削除	大久保運送(株)	閉鎖	H19.9.1

11月の事業予定

上旬 第2四半期の資産運用報告ヒヤリング
下旬 財政再計算結果報告書の提出

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が開覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>